

平成 29 年 4 月 26 日  
総合政策局 安心生活政策課

## ベビーカー利用に関するキャンペーンを実施します

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」では、平成 29 年 5 月 1 日から 1 ヶ月間、公共交通機関等でベビーカーの利用しやすい環境作りに向けて、ベビーカー使用者及び周囲の方のお互いの理解を深めるため、キャンペーンを実施します。

国土交通省では、「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」を設置し、平成 26 年 3 月に「ベビーカー利用にあたってのお願い」及び「統一的なベビーカーマーク」などについてとりまとめ、公表を行いました。

ベビーカー使用者及び周囲の方のお互いの理解を深めるため、継続的な普及・啓発活動として、平成 26 年度より実施しているキャンペーンを今年度も実施いたします。

### 記

#### 1. キャンペーン時期

平成 29 年 5 月 1 日～5 月 31 日の 1 ヶ月間

※ 事業者によって、時期が多少異なる場合あり。

#### 2. キャンペーン内容

○ 駅や鉄道・バス車両、商業施設などにおいて、ポスターの掲示・チラシの配布や HP 上での公開などを実施

※ 掲示される主なポスター（別紙 1～3 参照）

※ ベビーカー利用にあたってのお願い（別紙 4～6 参照）

○ 各交通事業者においても追加的な取組を実施予定（別紙 7）

○ スマホ版バナー広告等による政府広報を実施予定

○ バリアフリー教室において、ベビーカーについてもメニューに追加【通年の取組】

#### 3. キャンペーン実施者

鉄道：39 事業者、バス：189 事業者・団体をはじめ、旅客船、旅客船

ターミナル、空港ターミナル、商業施設等において実施予定（別紙 8 参照）

**ベビーカーマークは、  
ベビーカーを安心・  
安全に使用するため  
のマークです。**

#### ベビーカーマーク

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等）を表しています。



#### ベビーカー 使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備（エスカレーター等）を表しています。



#### <問い合わせ先>

国土交通省総合政策局 安心生活政策課 佐藤、武井

TEL：03-5253-8111（内線 25-503、25-514）

03-5253-8306（直通）

FAX：03-5253-1552